

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、データ利活用による歯科検診推進事業に係る委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 データ利活用による歯科検診推進事業

(2) 業務の内容 データ利活用による歯科検診推進事業に係る委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約日から令和6年3月29日（金）までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、委託者は、第7条の規定により検査を行い、適正に事業を実施したものと認めるときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、委託業務完了後令和6年3月29日（金）までに、委託業務実績報告書（様式第1号）及びその他委託者が必要と認める書類（以下「成果品」という。）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、その検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書(様式第2号)を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(危険負担)

第10条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第15条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（談合その他の不正行為による解除）

第15条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第15条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
（債務不履行の損害賠償）

第16条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は成果品を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第15条から第15条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第17条 受託者は、第15条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第1号の場

合において、命令の対象となる行為が、「独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）」第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（関係書類の整備・保存等）

第18条 受託者は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿及び関係書類を整備しなければならない。

2 前項の書類等は、委託事業の終了した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しておかなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第19条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（個人情報の保護）

第20条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱注意事項」（別紙）を遵守しなければならない。

（著作権の取扱い）

第21条 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果品について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。

3 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受託者は、当該既存著作物の内容について事前に委託者の承認を得ることとし、長野県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本業務に関して第三者との間に生じる著作権に係る権利侵害の紛争の原因が委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

4 受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

（疑義の解決）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（A）この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

年 月 日

委託者	所在地	長野市大字南長野字幅下692番地2
	職・氏名	長野県知事 阿部守一 印

受託者	所在地	〇〇〇〇
	法人名	〇〇〇〇
	代表者職・氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

別紙（第20条関係）

個人情報取扱注意事項

（総則）

第1 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の漏えいを防止するために、長野県情報セキュリティポリシー（基本方針）に沿った情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（危険負担）

第3 第2の2で定める情報セキュリティ対策が講じられていない状態で発生した個人情報の亡失又はき損等による損害は、受託者が負担しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

（個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うために引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

（個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄）

第5 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

（個人情報の管理責任者の選定）

第6 受託者は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、委託者に通知しなければならない。

2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。

（個人情報の取扱い者の制限及び適正な管理）

第7 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 受託者は、使用者に対して、業務上知り得た情報の守秘義務について徹底して指導しなければならない。

3 受託者は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

（個人情報の目的外使用の禁止）

第8 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第10 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 委託契約書第13条ただし書きにより、委託者があらかじめ承諾した者へ再委託する場合には、再委託先に個人情報取扱注意事項の内容を遵守させるとともに、再委託先における個人情報の管理責任者の氏名、所属、作業場所を定めた書面の提出を求め、受託者に通知しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(監査等への対応)

第12 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者に対して報告を求めることができる。

(契約の解除及び損害賠償の請求)

第13 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者と協議の上、別に定める。